

閉鎖会社における少数株主の締め出しと除名 —アメリカ法を素材として—

中 東 正 文

- 第一章 序論
- 第二章 アメリカにおける少数株主の締め出しの手法
- 第三章 少数株主の締め出しに関する判例の最近の動向
- 第四章 閉鎖会社の特殊性
- 第五章 除名制度と少数株主の締め出し
- 第六章 結語

第一章 序論

わが国においても、合名会社および合資会社については、社員に一定の事由がある場合に、その社員を除名することは可能である（商法八六条、一四七条）。これに対し、有限会社および株式会社については、たとえ閉鎖的な会社であろうとも、少なくとも明文上は、社員を除名することが認められていない。

閉鎖的な株式会社における内部紛争の処理方法については、学説上も議論が盛んになされてきているものの⁽¹⁾、その多くは多数株主が少数株主を抑圧している場合に、少数株主をいかにして救済するかという問題意識を出発点とするものであった⁽²⁾。ただ、内部紛争には少数株主の側に帰責事由があるものも多いことに着目して、少数株主に対して持株を売り渡すよう請求する権利を多数株主に与えるべきことを主張する見解もない訳ではなかつた⁽³⁾。最近では、除名制度の導入に向けて議論の精緻化を図る見解が登場し⁽⁴⁾、議論のための土俵が整備されたように見える。

ところで、閉鎖会社につき除名制度を導入せよという主張は、偶然にもわが国での最近の動きと時を同じくして、アメリカでもなされている⁽⁵⁾。そこでは、ドイツ法との比較法的な考察が基礎とされており、この点でも最近のわが国での動きと似通っている⁽⁶⁾。

このような動きは基本的に支持してよいものだと考えられるが、本稿は、わが国での除名制度の導入が是か非かという問題を直接取り扱うものではない。従つてまた、ドイツ法を丹念に考察しようとするとものでもない。むしろ、本稿は、アメリカ法の歴史的経緯に着目して、「退社（expulsion）」の制度が純粹な形ではなく、多数株主による少數株主の「締め出し」（freeze-out; squeeze-out; cash-out）という別の形で発達してきたことの意義を検証する⁽⁸⁾。

このような視点から、次章では、まず少数株主の締め出しの手法について簡単に説明する。第三章では、締め出し

閉鎖会社における少数株主の締め出しと除名

に関する判例の動向を概観して、現在の法状況を把握するよう努める。第四章では、少数株主の締め出しについて、閉鎖会社という特殊性をどのように理解すべきかを検討する。第五章では、除名制度の意義ないし機能を簡単に見た上で、アメリカにおいて株主の排除が「締め出し」という形でなされるとの意味を分析することにしよう。そして、第六章をもって結語とする。

- (1) 閉鎖会社に関する文献については、野村修也「閉鎖的資本会社における除名制度の必要性について」西南学院大学法学論集二五卷二二三号一一一頁、一一五頁以下の注(8)～(10)（一九九三年）が参考になる。
- (2) 大野正道「有限会社における社員の除名制度——西独の判例および学説を参考にして——」商事法務一一九号四八頁（一九八七年）、野村修也「閉鎖的資本会社における社員の『除名』について」私法五五号二三七頁（一九九三年）参照。
- (3) 岸口善一「閉鎖会社における内部紛争の解決と経済的公正（四・完）」法学協会雑誌一〇一卷一号一七五八頁、一八四〇一四一頁（一九八四年）。有限会社に限って除名制度を導入すべきであるとする見解として、大野・前掲注(2)五一頁。なお、除名制度の導入に反対の見解として、浜田道代「閉鎖会社における投下資本の回収と閉鎖性の維持」商事法務九八三号七頁、一一頁（一九八三年）、受川環大「一人会社における内部紛争——その特殊性と解決策——」岐阜経済大学論集一九卷一号八一頁、一〇四一〇五頁（一九九五年）。
- (4) 野村・前掲注(1)、野村・前掲注(2)。
- (5) Hugh T. Scogin, Withdrawal and Expulsion in Germany: Comparative on the "Close Corporation Problem", 15 Mich. J. Int'l L. 127 (1993).
- (6) 大野・前掲注(2)、野村・前掲注(2)参照。
- (7) これについては、大野・前掲注(2)、野村・前掲注(2)、Scogin, supra note 5 を適宜参照されたい。また、野村修也「ドイツ有限会社法における社員の除名について」が比較法雑誌に掲載予定である（野村・前掲注(2)一四三頁付「品」）。
- (8) ブラッキン論文は締め出しの問題に言及しておらず、その意味では、アメリカ法の全体像を把握しきっていないとも評すN.B.がややね。See Scogin, supra note 5.

第一章 アメリカにおける少数株主の締め出しの手法

一 少数株主の締め出しどよ

本章では、アメリカにおいて、多数株主が少数株主をどのように締め出すのか、その手法について概観するにとする。

ところで、「締め出⁽¹⁾」(freeze-out; squeeze-out)」という用語は多義的であって、多数株主が少数株主を利益の分配を受ける機会から排除する」とを意味する場合もある。閉鎖会社の文脈では、そのような意味合いで用いることの方が多い。これは厳密には、部分的な締め出し(partial freeze-out; partial squeeze-out)よりも適切である⁽²⁾。本稿では、完全な締め出し、つまり多数株主が少数株主にその持分を強制的に売却せしめ、会社から完全に排除してしまった場合のみを取り扱うことにする。

多数株主が少数株主を締め出すために利用してきた主な手法は、①資産譲渡(sale of assets)、②株式併合(reverse stock split)、③合併(merger)の3つである。順次、以下簡単に説明してみよう。

II 資産譲渡

会社の全資産を多数株主に譲渡すれば、少数株主はその事業に参加することができなくなり、締め出されることがなる。資産譲渡は、解散決議に続く残余財産分配の過程でも実施することができるが、株主平等の原則に正面から抵

閉鎖会社における少数株主の締め出しと除名

触することになるから、裁判所によって利用が認められないと判断される傾向にある。

これとは逆に、会社を解散させないで、資産譲渡を行なうことも考えられる。多数株主は資産譲受の対価を一旦は支払わなければならないが、その後に会社を解散させれば、持分に応じて資金を回収することができる。この場合であっても、裁判所は容易には締め出しを認めないと考えられている。

三 株式併合⁽¹⁾

株式併合を使って少数株主を締め出す際には、株式の併合比率が重要なとなる。多くの州の制定法の下では、株式の併合によって端数が生じた場合には、それらにつき現金を交付することができる。そこで、少数株主の持株が端株になってしまいう比率で併合を行なえば、その少数株主は会社から排除されることになる。

このような手法につき、裁判所は、正当な事業目的の有無を問うという審査基準を一般に採用している。ここで注意すべきは、他の手法が採られる場合とは異なり、株式併合のために定款を変更する場合には、少数株主に対して株式買取請求権が与えられていないのが一般的である⁽¹²⁾。そのため、株式買取請求権が認められていることを理由として、それ以外の救済が否定されることはない⁽¹³⁾。また、株式買取請求権が予定されている合併等との比較において、裁判所が株式併合による締め出しを認めないとする傾向も見られる⁽¹⁴⁾。

四 合併⁽¹⁵⁾

少数株主の締め出しのために最もよく利用されているのが合併である。多数株主は自らが全額出資する殻会社を設立し、これと問題の会社とを合併させるのであるが、この際に少数株主には現金などを交付して、合併後の会社から持分を排除するのである。このような合併を図示すると三角形で表現されるので、これを三角合併ないし三当事者合併 (triangular merger) という。日本には馴染みのない合併形態であるので、やや具体的に仕組みを確認しておこう。

Tの多数株主Aは、合併を遂行する前に、自らが100%所有する殻会社Sを設立しておく。⁽¹⁶⁾ Sは一連の計画を実行することのみを目的とする会社であって、Aが現物出資したTの株式のほか、後の合併の際に用いる現金などを保有しているだけである。以上の準備が整った上で、Tとの合併するのであるが、いざれを存続会社にするかによって、次の二つの場合が考えられる。

まず、Sを存続会社にする場合について見ると、少数株主Mの保有する消滅会社Tの株式に対して、現金などを交付することとし、存続会社Sの株式を交付しなければ、Mは存続会社Sから排除されることになる。⁽¹⁷⁾ 他方で、存続会社Sは消滅会社Tの全ての事業を引き継ぎ、しかもAが存続会社Sの株式全部を保有することになる。このようなことが可能となるのは、州会社法上、合併の対価が存続会社の株式に限られていないからである。

逆に、Tを存続会社にする場合についてはどうか。アメリカでは、存続会社の株式もが合併による転換の対象となることが許されている。そこで、消滅会社Sの株式 (Aが100%保有) を存続会社Tの株式に転換するだけでなく、存続会社Tの株式を現金などに転換させることができるのである。このようにすれば、少数株主Mは合併後の存続会社Tから排除されることになり、他方で、多数株主AがTの株式全部を取得することになる。

なお、合併という手法を用いると、殻会社を設立する必要があるので迂遠な手續が必要となる。そこで、株式交換 (share exchange) という方法が考案されており、州によってはこれを利用するための規定が整えられている。⁽¹⁸⁾

閉鎖会社における少数株主の締め出しと除名

(σ) See 1 F. Hodge O'Neal & Robert B. Thompson, *O'Neal's Oppression of Minority Shareholder* § 1.01 (2d ed. 1991).

(Ω) See, e.g., Robert C. Clark, *Corporate Law* 500-04 (1986); O'Neal & Thompson, *supra* note 9, at §§ 5.01-5.27; William L. Cary & Melvin A. Eisenberg, *Cases and Materials on Corporation* 1187-88 (7th ed. 1995). 抽稿「アメニカにおける締め出し合併とトイクヨーベー(1)」*名古屋大学法政論集* 1117号六九頁、711-77頁（一九九一年）でも簡単な紹介をしたことがある。

(11) 株式併合を用いた締め出しの分析については、前田雅弘「株式併合の規制」*民商法雑誌*九四卷一號五十六頁、五八-七二頁（一九八六年）が優れてゐる。本稿の記述の前田論文に負ふ影響が大きい。

(12) 前田・前掲注(11)六四頁。O'Neal & Thompson, *supra* note 9, at § 5.10.

(13) 前田・前掲注(11)六四頁。

(14) 後述第三章三を参照。

(15) アメリカにおける締め出し合併に関する問題については、前田雅雄「少数株主の締め出し合併の公正維持（一）（1）・（完）」*神戸法学雑誌*八卷四号四八九頁、四九三-一五〇六頁、一九卷一号一-一一頁（一九七九年）、森淳一朗「合併制度と株主排除」*法律時報*五一卷一二号一三八-四一頁（一九七九年）、江頭憲治郎「会社の支配・従属関係と従属会社少数株主の保護（八・完）」*法学協会雑誌*九九卷一号一四五頁、一六一-一七七頁（一九八一年）、神田秀樹「資本多数決と株主間の利益調整（五・完）」*法学協会雑誌*九九卷一号一一一一-四四頁（一九八一年）、野田博「アメリカ法における合併制度弹性化の歴史と株主の地位」*一橋研究*九卷四号一一五頁（一九八五年）、柴田和史「合併法理の再構成（II）（四）（五）——吸収合併における合併対価の検討——」*法学協会雑誌*一〇五卷四号四四六頁、四七〇-五〇六頁、一〇五卷七号八九九-九七三頁（一九八八年）、一〇六卷一一号一〇〇-一八一頁（一九八九年）、抽稿・前掲注(Ω)七九-一一〇頁を参照。

アメリカ合併法の歴史的発展については、柴田論文が最も詳細な検討を行なっており、取り扱う資料の量において本国アメリカでの研究を凌駕するほどである。アメリカで定評がある論文としては、Elliott J. Weiss, *The Law of Take Out Mergers: Historical Perspective*, 56 N.Y.U. L. Rev. 624 (1981) がある。抽稿は、いわゆる論文から学びつつ、締め出し合併を規制するため裁判所が努力を重ねてきたところの根柢から、歴史的経緯を検証し直したもので

ある。

(16) Aが会社である場合には、新たに殻会社Sを設立しなくても直接合併する事が可能であるが、有限責任の利益を享受するなどの理由から、そのような過程が採られるのが一般的である。

(17) Sの有するTの株式は消却されることになる。

(18) 詳しくは、拙稿「アメリカ法上の三角合併と株式交換」中京法学二八巻一号一頁（一九九四年）を参照されたい。なお、川浜昇「持株会社の機関」資本市場法制研究会報告『持株会社の法的諸問題』六六頁、九二頁注(48)（資本市場研究会、一九九五年）参照。

第三章 少数株主の締め出しに関する判例の最近の動向

説
論

一 序

本章では、少数株主の締め出しが問題となつた事件につき、判例の最近の動向を分析することにしたい。⁽¹⁹⁾最もよく利用されている手法は合併であるので、ここで取り扱う判例も合併に関するものが中心となる。

二 州会社法を巡る判例の到達点

一般事業会社に関する締め出し合併については、一九八〇年代の後半までに裁判所の審査基準が一応確立されたと言つてよい。州最高裁の採る基準には、公正性基準 (fairness test) や事業目的基準 (business purpose test) の

一つが存在する。いずれの基準も、公開会社についても、閉鎖会社についても等しく適用することが予定されているようである。⁽²⁰⁾

公正性基準は、著名な一九八三年のワインバーガー事件判決において、デラウェア州最高裁によって打ち出されたものである。⁽²¹⁾公正性基準のもとでは、「⁽²²⁾行動の公正や (fair dealing)」と「価格の公正や (fair price)」が問われる。前者に関しては、いつ合併がなされたか、合併計画がどのように開始され、策定され、交渉され、そして取締役に開示されたか、やむには、その計画がどのようにして取締役および株主の承認を得たかが問われる。また、後者は、合併の経済的ないし財務的な側面に関するもので、評価の際には、資産、市場価値、収益、将来の予想その他の株式の本来的な価値 (intrinsic or inherent value) に関する全ての要素が考慮される。これら両者を合わせたものが、「完全な公正や (entire fairness)」と呼ばれるものであるが、ある者が取引の両サイドに立つ場合に伝統的に用いられてきた基準でもあつた。⁽²³⁾⁽²⁴⁾

事業目的基準とは、正当な事業目的が存在する場合に限って、締め出し合併を認めるものである。現在でも最高裁判所レベルでの基準が採られている州には、ニューヨーク州とマサチューセッツ州があり、それぞれ、一九八四年のアルパート事件判決⁽²⁵⁾と一九八六年のコギンズ事件判決⁽²⁶⁾でその旨が判示されていた。これらの判決においては、多数株主の目的を問題とするのではなく、当該会社にとって正当な事業目的が認められるか否かが問われることに注意すべきであろう。⁽²⁷⁾

よく知られているところであるが、デラウェア州においても、かつては事業目的基準が採用されていた。⁽²⁸⁾前述のワインバーガー事件判決が、事業目的基準は少数株主の保護のために役立たないと判断して、先例を覆したのであつた。なぜ事業目的基準が破棄されたかについては、次の一点を指摘しておべきであろう。第一は、それ以前にデラウェ

ア州最高裁が採用していた事業目的基準が多数株主の目的を問題としていたことである。⁽³⁰⁾ 第二は、デラウェア州最高裁が取り扱った事件のほとんどが、公開会社に関するものであったことである。ワインバーガー事件判決後にも、事業目的基準が閉鎖会社の事例については説得的であることを指摘する見解もある。⁽³¹⁾

なお、会社にとって正当な事業目的が存在する場合に、少数株主を締め出すことがこの目的を達成する手段として適切であれば足りるか。それとも、同じ目的を達成する上で、よりドラスティックでない他の選び得る手段（less drastic alternative）が存在しないこと有必要であるのか。前述のアルパート事件判決では、前者の立場を探るところが明示されていた⁽³²⁾。これに対しても、後者の基準を採用するものもある。このような基準を厳格な事業目的基準と呼んで、一応区別しておくことにしよう⁽³³⁾。この基準は、マサチューセッツ州最高裁が一九八五年のリーダー事件判決⁽³⁴⁾において確認したものであるが、事案は株式併合に関するものであった。そこでは、閉鎖会社という特殊性が強調され、閉鎖会社において株主が相互に有すべき義務に関する先例と、義務違反が問題となつた場合の審査基準に関する先例⁽³⁵⁾を、株式併合による締め出しにも適用したものである。リーダー事件判決は、多数株主の方で正当な事業目的の存在を立証する責任を負うが、それが一度果たされると、少数株主の方でその目的を達成するためによりドラスティックでない他の選び得る手段が存在することを立証する責任を負うとしている⁽³⁶⁾。この判決の翌年に、マサチューセッツ州最高裁は、締め出し合併に関する前述のコギンズ事件判決を下しており、その事件も閉鎖会社に関するものであったが、正当な事業目的の存在が認められなかつたこともあり、厳格な事業目的基準を採用するか否かが明確にされていない⁽³⁷⁾。

三 國法銀行法を巡る動き

最近の動きとして注目すべきであるのは、國法銀行が関係する少数株主の締め出しを巡る連邦控訴裁判所の二つの判決である。⁽⁴⁰⁾ いずれも、閉鎖的な銀行において少数株主の締め出しが企てられ、それを承認した通貨監督官(Comptroller of the Currency)の判断の是非が争われた。これらを判決を順に見ていくことにしよう。

一九九〇年のルイス事件判決⁽⁴¹⁾において、第一巡回控訴裁判所は、締め出し合併を認めないと判断を示した。本件合併では、多数株主には存続する銀行の株式が交付されたが、少数株主に対しては現金が交付されていた。裁判所は、同じ種類の株主につき異なった取り扱いをするとは認められておらず、全ての株主が現金を交付されない場合には、少数株主に現金の受け取りを強いることは許されないと判示した⁽⁴²⁾。これは平等取扱基準とでも称すべきものであるが、合併対価の種類の違いに注目して、形式的に合併を審査する点で一層厳格な基準であるとも言える。⁽⁴³⁾ このような基準を採用するにあたって注目すべきは、判旨が閉鎖会社の特殊性を強調していたことである。⁽⁴⁴⁾ 裁判所自らは意識していないようにも見えるが、この基準は閉鎖会社につき一層威力を發揮するものであることに注意を要しよう。つまり、それは異なる合併当事会社の株主の間で同一の取り扱いを要求するものではないから、存続会社に消滅会社の株式を現物出資しておいて合併時にこれを消却すれば、平等取扱基準を容易に満たすことができる。ところが、定款や株主間契約等で株式の譲渡が制限されていれば、この過程を経ることができない可能性が存するのである。⁽⁴⁵⁾

二つ目の判決も同じく、一九九〇年に出されたものであるが、第七巡回控訴裁判所のブルーミントン事件に関するものである。⁽⁴⁶⁾ ここでは、株式併合による少数株主の締め出しの是非が問われた。判旨は、少数株主を締め出すためになされたに過ぎないとして、株式併合を含む一連の取引が國法銀行法に違反するとした⁽⁴⁷⁾。ここでは、株式併合に際し

ては、合併の場合とは異なり、少数株主に対しても株式買取請求権による救済が予定されていないことが重視されている。⁽⁴⁹⁾

この判決を逆に読めば、株式買取請求権による救済が与えられている限りは、少数株主の締め出しを認めてよいとの考えが含意されているとも言える。実際、このような理解の下に、締め出し合併を広く認めようとする判決が現わされた。一九九三年に第三巡回控訴裁判所がなしたノダック事件判決である。⁽⁵⁰⁾争点は多岐にわたるが、判旨は基本的に締め出し合併に対して極めて寛容な立場を採った。一般事業会社にも妥当する部分では、以下のように判示している。つまり、少数株主の保護というエクイティ上の伝統が存在していたこともあるが、法はそのような伝統から離れて進化し、現代的な見方では締め出し合併は許容されている。反対株主に対して株式買取請求権による適切な救済が与えられている限りは、締め出し合併は完全に許されてよい。多数株主は、多数支配の地位を利用して、自分には株式を交付しながらも、少数株主に対しては現金を交付することができる。⁽⁵¹⁾

第二巡回控訴裁判所は、締め出し合併を許容するのが現代的見方であるとしている。このように述べるにあたって、判旨はワイス論文⁽⁵²⁾とイースターブルク判事とフィッセル教授の著書⁽⁵³⁾を引用している。⁽⁵⁴⁾しかしながら、ワイス論文は、判例法が締め出し合併を盲目的に許容するに至ったと分析するものではないし、ワイス教授自身が判旨のように締め出し合併に何ら制約を課す必要がないと主張しているものでもない。⁽⁵⁵⁾この論文が公表されたのは一九八一年のことであるが、既に述べたように、それ以後も、裁判所により適切な審査基準が模索されており、株式買取請求権があれば少数株主の保護は十分であると単純には考えられてこなかった。また、イースターブルク判事とフィッセル教授の見解は、いわゆるシカゴ学派を徹底した立場から述べられたものであり、必ずしも一般的に支持されているとは言えない。⁽⁵⁶⁾本判決の反対意見でも、「多数意見は……少数株主を不公正に取り扱う根拠を、シカゴ学派への正当化し

閉鎖会社における少数株主の締め出しと除名

得ない服従に求めてる」と、痛烈な批判がなされてる⁽⁵⁷⁾。やがて、閉鎖会社という特殊性を重視する論者からは、イースターブルク判事とフィッシュル教授ですら、閉鎖会社については特別な考慮が必要であると認識しているとの批判がある。⁽⁵⁸⁾

(19) 前掲注(15)に掲げた文献も参照されたい。

(20) いの点については、一九九四年度私法学会において筆者が個別報告を行った際に、独協大学法学部の青木英夫教授から質問を頂戴した。公開会社と閉鎖会社とでは基準が異なることを教示であったと挙げるが、筆者も、判例がこの区別を明確にした上で基準を提示すべきであると考える（第四章参照）。有益な教示をいただいたことにつき、心からお礼申し上げる。

(21) Weinberger v. UOP, Inc., 457 A.2d 701 (Del.1983). いの事件について詳しく述べ、神田秀樹「合併と株主間の利害調整の基準——トマッカ法」鶴狩夫先生講題記念『八十年代商事法の諸相』1111—1頁、1141—159頁（有斐閣、一九八五年）、柴田・前掲注(15)106卷11号1101111頁—1121頁、江頭憲治郎『結合企業法の立法と解釈』179—180頁（有斐閣、一九九五年）などを参照。

(22) Weinberger, 457 A.2d at 711.

(23) Sterling v. Mayflower Hotel Corp., 93 A.2d 107, 110 (Del.1952) (親子会社間の合併の差止め認められた事例)。
See Weinberger, 457 A.2d at 710.

(24) なお、マイハーベーガー事件判決においては、不公正な締め出し合併が行なわれた場合に、少数株主の救済方法が株式買取請求権に限定されたか否かは必ずしも正確ではなかった。いの点については、一年後のラブキン事件判決において、「詐欺、不実開示その他の不正行為」があった場合には、締め出された少数株主の救済方法が株式買取請求権に限られるものでないことが確認された（Rabkin v. Philip A. Hunt Chemical Corp., 498 A.2d 1099, 1105 (Del.1985) — 原告の合併無効の訴えに対する被告の妨害抗弁の申立て認めた原判決を破棄）。その後の最高裁の判決にも、いのよかな立場が踏襲されている。E.g., Sealy Mattress Co. of New Jersey, Inc. v. Sealy, Inc. 532 A.2d 1324 (Del.1987) (上記および

価格が公正でない、また取締役の信認義務違反が存在する、暫定的差止が認められた事例) ; Shell Petroleum, Inc. v. Smith, 606 A.2d 112 (Del.1992) (監査団が存在する、損害賠償請求が認められた事例)。

(25) Alpert v. 28 Williams Street Corp., 63 N.Y.2d 557, 473 N.E.2d 19 (N.Y.1984). 両訴訟では、事業目的基準による公正性基準を用い、公募の結果が認められることなく、公募の結果が認められない場合における公正性を判断するもの。

(26) Coggins v. New England Patriots Football Club, 397 Mass.525, 492 N.E.2d 1112 (Mass.1986).

(27) Thomas W. Maddi, Note, NoDak Bancorporation v. Clarke and Lewis v. Clark: Squeezing Out "Squeeze-Out" Mergers under the National Bank Act, 51 Wash & Lee L. Rev. 763, 804 (1994); Franklin A. Gevurtz, Limited Liability Companies: Squeeze-Outs and Freeze-Outs in Limited Liability Companies, 73 Wash. U. L. Q. 497, 525 (1995). ただし、上記・温澤(△) | H(H)温澤(∞) | 温澤・温澤(∞) | 1 | 1 - 1 | 1 | H

(28) Singer v. Magnavox Co., 380 A.2d 969 (Del.1977); Tanzer v. International General Industries, Inc., 379 A.2d 1121 (Del.1977); Roland International Corp. v. Najja, 407 A.2d 1032 (Del.1979).

(29) Weinberger, 457 A.2d at 715. See Clark, *supra* note 10, at 514.

(30) 温澤(△) | H

論
説

(31) Kenneth B. Davis, Judicial Review of Fiduciary Decisionmaking — Some Theoretical Perspective, 80 Nw. U. L. Rev. 1, 62 n.199 (1985).

(32) Alpert, 473 N.E.2d at 28.

(33) See Lori J. Carlson, Comment, The Case Against Cash-Outs in National Bank Mergers: A Critical Analysis of NoDak Bancorporation v. Clarke, 79 Minn. L. Rev. 172, 192 (1994).

(34) Leader v. Hycor, Inc., 395 Mass. 215, 479 N.E.2d 173 (Mass.1985).

(35) 証券会社が証券会社であるか否かが争点の一つとなる。原論では證券会社であるとの認定が認められない、これを最高裁判所の公募が認められないのが認められる、今後多くの多数株主の訴権ある株主にいたる。公募の結果は、公募が制限されると、その結果の個性が重視された点を重く見たのである。事案そのものは、證券会社化

除名と締め出しにおける少数株主の会社閉鎖

(going private) における問題。

(36) Donahue v. Rodd Electrotype Co. of New England, Inc., 367 Mass. 578, 328 N.E.2d 505 (Mass.1975).

(37) Wilkes v. Springside Nursing Home, Inc., 370 Mass. 842, 353 N.E.2d 657 (Mass.1976).

(38) Leader, 479 N.E.2d at 177-78. 本件では、被訴会社の株価が高騰したため、公認会計士の査定や取扱いも事業収益であると評価され、少数株主は他の手段でも改善が可能であるとの立場を取ってこなこと判決を得た。

(39) 本文で取り上げなかった例の状況について簡単に見てみる。事業目的基準を採用したといふを最高裁ノックスド明るかにしたのがユーレイ・ケハタ・ヤーネ (Yeager v. Paul Semonin Co., 691 S.W.2d 227 (Ky.App.1985), discretionary review denied, id.(Ky.1985))、ヤンガーネ (Stringer v. Car Data Systems, Inc., 314 Or. 576, 841 P.2d 1183 (Or.1992))、カーハム・マーリト (Persinger v. Carmazzi, 190 W.Va. 863, 441 S.E.2d 646 (W.Va.1994)) が存在する。これらの元では公正性基準が採用されるべきであるが、むしろ株式買取請求権の持主に対する会社法の規定からアートローパークの選択が想定される。また、事業収益基準が採用されるべきである (Perl v. IU International Corp., 607 P.2d 1036 (Hawaii 1980)) がおる。

(40) 国法職に付いた上に、公務員の取扱いに関する問題。12 U.S.C.S. § 215a (1994).

(41) Lewis v. Clark[sic], 911 F.2d 1558 (11th Cir.1990), rehearing, en banc, denied, 972 F.2d 1451 (11th Cir.1991).

(42) Lewis, 911 F.2d at 1560-61.

(43) Carlson, supra note 33, at 189-91.

(44) Lewis, 911 F.2d at 1560. 本件では、公認会計士による査定が高騰した後の状態 (Beloff v. Consolidated Edison Co. of New York, 300 N.Y. 11, 87 N.E.2d 561 (1949); Grimes v. Donaldson, Lufkin & Jenrette, Inc., 392 F.Supp. 1393 (N.E.Fla.1974), aff'd, 521 F.2d 812 (5th Cir.1975)) が、公認会計士による査定が高騰した後の状態であると判断された。

(45) But see Carlson, supra note 33, at 190-91. 本件では、公認会計士による査定が高騰した後の状態である。

会社にいたりば、現金による株の出しは禁止されりといふ分析してゐる。しかしながら、判決からいりて読み取るには困難であるよう思われる。ちなみに、カリフォルニア会社法1101条(e)項は、合併当事会社の同じクラスに属する株式が原則として平等に取り扱われなくてはならぬことあるが、異なる合併当事会社の株主の間で平等な取扱を要求するものではない(Cal. Corp. Code § 1101(e) (Deering 1995))。

(46) いのうな方法によつたまゝに、消滅会社の企業価値は現金ただかの現金を用意するにが必至にならぬ、課税上の不利益が生じる可能性もある。あることは、多数株主が有する株式には回し交付せずにを消却してしまえば、少數株主に不利な形で不平等な取扱がなれただまつたまゝにない(See Cal. Corp. Code § 1101(e) (Deering 1995))。

(47) Bloomington National Bank v. Telfer, 916 F.2d 1305 (7th Cir.1990).

(48) かかる審査基準が採用されたがまよめどせば、事業田畠基準のものと見ゆが、一律に禁止する趣旨のと読むべ。

(49) 原著せるの題回が一致し強こ。 Bloomington National Bank v. Telfer, 699 F.Supp. 190 (S.D.Ind.1988).

(50) NoDak Bancorporation v. Clarke, 998 F.2d 1416 (8th Cir.1993).

(51) すばらし、少數株主が有する株式の価値は、多数株主が有する株式の価値に等しいとする判決してこゝ。 NoDak, 998 F.2d at 1425. なお、前述のライス事件判決との区別にて第1巡回控訴裁判所は、ライス事件では不法競争による譲り受けの和併が問題となつたが、ノダック事件では国法銀行間の合併が問題となつたところ事実の違つを指摘してこゝ (Id. at 1423 n.4)。いだゞ対しては、恒常状態でもう程反対の批判がなれたり。 Marc R. Lisker, Note, NoDak Bancorporation v. Clarke: The Eighth Circuit's Ruling on Freeze-Out Mergers Sends a Chill to Minority Shareholders, 89 Nw. U. L. Rev. 318, 338 n. 139 (1995).

(52) Weiss, supra note 15, at 690-91.

(53) Frank H. Easterbrook & Daniel R. Fischel, The Economic Structure of Corporate Law 134 (1991).

(54) NoDak, 998 F.2d at 1423-24.

(55) ハマベ論文の基本的な姿勢は、少數株主の保護にて、裁判所が努力してやだせば、公正性基準や事業田畠基準やは

不十分であつて、より根本的な解決法の解決が望ましいとするものである。ワイス教授は、イギリス法の強制買取制度を参考にすぐあどあぬと主張する。⁶⁰ Weiss, supra note 15, at 685-92. この程度については、拙稿・前掲注(2)一九頁注(76)で紹介したところである。

(56) 彼の見解によれば、Easterbrook & Fischel, supra note 53, at 134-39 を参照。

(57) NoDak, 998 F.2d at 1425.

(58) Carlson, supra note 33, at 205 n.158. See Easterbrook & Fischel, supra note 53, at 228-52. これは異議提起に対する反対意見として Maddi, supra note 27 がある。ただし、異議提起に対する反対意見として Lisker, supra note 51 がある。

第四章 閉鎖会社の特殊性

一 序

以上の判例の動向を踏まえた上で、本章では、閉鎖会社における締め出しの特殊性を、公開会社におけるそれとの比較において分析する。しかし、いじめ、閉鎖会社の多数会社が個人または個人の集団であつて、その者が少數株主を締め出しあつて企てる場合を主に想定して、叙述を進める。すなはち、

II 各州の個性

少数株主の締め出しに関する司法審査の基準は、第二章で見たように、公正性基準、事業目的基準、厳格な事業目

的基準などに分かれる。ここで注目したいのは、この順に各基準を採用する裁判所が閉鎖会社の特殊性を一層強調していることである。

公正性基準を採るもののが先鋒であり代表格でもあるのは、デラウェア州最高裁である。この州は公開会社が最も好んで設立しようとする場所ではある。ところが、閉鎖会社は主たる営業の場所で設立するのが普通であるから⁽⁶⁰⁾、この小さな州に設立する数は相対的に少ない。デラウェア州の裁判官がまず思い浮かべるのは、敵対的企業買収の対象となる類の会社であり、小規模閉鎖会社ではない。⁽⁶¹⁾

これに対して、事業目的基準を採用するニューヨーク州ではどうか。この州の裁判所は、もともと閉鎖会社化(going private)を多く処理してきた。⁽⁶²⁾閉鎖会社化は伝統的に最も批判の強い類型であるが、審査基準を考える際の諸要素は、本稿が検討の対象とする閉鎖会社における締め出しの場合に最も似通っていると考えられる。しかも、最高裁が取り扱ったアルパート事件は、まさに閉鎖会社に関するものであるが、事件の核心は内紛にあつたようでもある。結局は、唯一の資産である建物を修理するための資金を調達するにあたって、少数株主を排除することが必要であることから、事業目的基準は満たされていると判断された。このように見てみると、事業目的基準が閉鎖会社の事例については説得力を有するという見方も説得的であろう。⁽⁶³⁾

マサチューセッツ州においては、より一層、閉鎖会社という事情を審査基準に反映させようとする傾向が見られる。一九八六年のコギンズ事件判決において、同州最高裁は、事業目的基準を公正性基準に加えて採用することが有用であるとして、デラウェア州最高裁とは異なり、事業目的基準を採用することを明らかにした。⁽⁶⁴⁾また、株式買取請求権の排他性に関しては、「いわゆる閉鎖会社に関しては、制定法と言えども、支配株主の行動が多数株主と少数株主との間の関係を規律する信認原理に反するがないようにする衡平法上の権限を、裁判所から奪うことができない」⁽⁶⁵⁾

と述べて、閉鎖会社であることを強調する判断を示している。前年の一九八五年のリーダー事件判決もまた、株式併合による少数株主の締め出しに関して、閉鎖会社という特色に大いに配慮をしていた。元来、マサチューセッツ州最高裁判は、閉鎖会社における支配株主の信認義務に関する理論の発展につき、一九七五年に先駆的な判決⁽⁶⁶⁾を行なったことでも知られる。⁽⁶⁷⁾翌一九七六年には、一九七五年の判決を拡張するとともに洗練させる判決がなされた。⁽⁶⁸⁾両判決が、リーダー事件判決およびコギンズ事件判決に大きな影響を与えていたことは、前述した通りである。⁽⁶⁹⁾

最後に、小規模閉鎖会社が多数設立するカリフォルニア州の状況について、簡単に見ておくことにしてよう。⁽⁷⁰⁾ 少数株主の締め出しにつき、会社法において規制を試みているからである。株式併合、資産譲渡および合併のそれぞれに、やや体裁が異なる規定が設けられているが、締め出しに対する基本的な姿勢は一貫している。多数株主が少数株主を締め出すことは原則として認められておらず、例外的に多数株主が社外株式の九〇%を所有する場合などに限って、それを許容するのである。⁽⁷¹⁾ 一〇%足らずの株式しか有していない少数株主は、投資を継続することを期待すべきではないということであろうが、閉鎖会社にあっては例外規定を満たさないことも多いであろう。⁽⁷²⁾

三 締め出しに関する従来の見解と閉鎖会社

少数株主の締め出しについて、学説上は、ブラッドニイ教授とチャールステイン教授の整理にならって、次の三つの類型に分けて考察するのが一般的である。⁽⁷³⁾ 第一は、二段階合併 (two-step mergers) であり、これは公開買付等により支配株式を取得した第三者が、第一段階の取引として、残余の少数株主を排除するものである。両教授によれば、取引全体としては独立当事者間取引 (arm's length dealing) であると評価し得るから、開示等の手続規制こそ

が重要であり、公正を確保するための実体的な規制は必要でない。第一は、閉鎖会社化 (going private) であり、既存の支配株主が公開会社を閉鎖化するものである。このような取引は、会社に対して重要な利益をもたらすものではなく、むしろ内部者を利用するためだけに行なわれるものであるから、一律に禁止すべきであるとされる。第二は、親子会社間の合併 (mergers of affiliates) であり、一定期間支配従属関係が続いてきた会社間で行なわれる合併である。共働的効果 (synergy) が期待されるとから一律に禁止すべきではないが、厳格な公正性基準 (rigorous fairness test) を採用し、締め出される少数株主に対して結合後の会社に継続して参加する機会が与えられるべきであるとされる。つまり、親会社の普通株式を交付しないならば、合併比率に応じた数の親会社の普通株式を再取得できるだけの対価が、少数株主に対して交付されなければならない。

ブラッディ教授とチャールスティン教授は、閉鎖会社における締め出しの問題を検討の対象外とされている。⁽⁷⁵⁾ 閉鎖会社における締め出しについては、別途の考察が必要なことは言うまでもなく、本稿もこのような視点から叙述を進めるものである。ただ、閉鎖会社における締め出しの是非に関する判断材料の多くは、公開会社の閉鎖会社化の場合と共通することから、一定の示唆を得ることができるであろう。⁽⁷⁶⁾ というのも、——閉鎖会社の内紛でよくある事例のように、多数株主が個人または個人の集まりである場合を念頭に置けば——閉鎖会社における締め出しにあっては、第一類型（一段階合併）のように独立当事者間取引が存在する場合は僅かであるうし、わりとて、第二類型（親子会社間の合併）のように共働的効果が得られるものではないからである。⁽⁷⁷⁾ 実際、閉鎖会社における締め出しを閉鎖会社化と同一の類型に入れて、一律に禁止すべきであるとする見解もある。⁽⁷⁸⁾

ブラッディ教授とチャールスティン教授も、閉鎖会社における締め出しについて僅かながら論じているが、公開会社の閉鎖会社化の場合とは異なり、一律に禁止することを困難とする事情が存在することを指摘している。⁽⁷⁹⁾ つまり

り、第一に、多数株主が少数株主を締め出す権限を有していなければ、行き詰まりの脅威のために、少数株主が行き過ぎた交渉力を有することになってしまふ。第二に、閉鎖会社の場合ならば、株主が事前に適切な取決をしておくことができたはずである。

右の第一点については、締め出しが許されると多数株主の側に交渉力が劇的に移つてしまふことから、こちらの方が一層大きな問題であるとも考えられる。⁽⁸¹⁾さらに、行き詰まりの打開策としての評価についても、締め出しを行える状況にありながら会社が深刻な行き詰まりの状態にあるような事例は、ほとんど考えられないとする見方もある。⁽⁸²⁾かわりに行き詰まり打開策として有効な手段であるとしても、少数株主の側に常にその責任があつた訳ではない。また、そもそも一方にのみ利用可能な打開策が適当かという問題があるう。⁽⁸³⁾第二点については、このような想定そのものが必ずしも現実的ではないことを指摘できよう。⁽⁸⁴⁾少数株主の締め出しのように信認義務が問題となる場合には、株主の自治に委ねるのではなく、会社法において適切な内容の強行法規を設けるのが望ましいとも考えられる。⁽⁸⁵⁾

以上の分析を念頭に置きながら、閉鎖会社における締め出しが公開会社におけるそれとは異なる点について、今一度整理をしてみることにしよう。第一に、閉鎖会社の株主は、会社で雇用されることなどを通して生計を立てている場合が多い。このような株主にとっては、その会社から持分を排除されることは、同時にその職を失うことをも意味しかねない。この点で、公開会社における締め出しそりも、激しい結果を生じさせる可能性がある。⁽⁸⁶⁾

第二に、締め出そうとする多数株主の動機についてみると、人的な関係のこじれが原因となる可能性が大きい。⁽⁸⁷⁾一方で、多数株主は、会社の利益を慮つてではなく、むしろ気に入らない少数株主には出て行って欲しいという感情から、締め出しを試みようとするかもしれない。他方で、少数株主の方が会社の利益を考えずに事業の遂行を妨害しているために、多数株主がそのような少数株主の排除を欲するかもしれない。前者ならば、締め出しを認めない方向に

配慮がなされるべきであろうし、逆に後者ならば、それを認める方向に考慮されることになる。

第三に、株式が市場性を欠いていることから、少数株主に支払われる対価の公正さが一層あいまいなものになりがちである。⁽⁸⁸⁾ 別の見方をすれば、公正さの担保を市場に委ねることができない。この点の考察は、項を改めて、株式買取請求権の排他性に関するところで行う。なお、締め出し後の会社が閉鎖的なものである場合には、締め出された株主が市場で株式を再取得する機会が閉ざされることになってしまふから、締め出しを正当化することが一層困難である。⁽⁸⁹⁾

四 株式買取請求権の排他性

論 説

締め出しの際に採られた手法について、反対株主に株式買取請求権が認められている場合には、この手続が少数株主にとっての唯一の救済手段となるかという問題がある。⁽⁹⁰⁾

この問題については、多くの州が会社法に明文の規定を設けている。⁽⁹¹⁾ そこでは、原則として、排他性を肯定した上で、例外的に一定の場合にのみ、株式買取請求権以外の救済を認めるという形式が採られてているのが一般的である。そこで、現実の問題としては、いかなる事情があれば例外と認められるかが鍵となり、それは各会社法の解釈という形で現れる。⁽⁹²⁾

排他性の例外の定めにつき、基本となるのは、模範事業会社法 (Model Business Corporation Act) の第 111・○11条(b)項である。⁽⁹³⁾ これは、ニューヨーク会社法の規定を取り入れたものであるが、当該行為が株主または会社にして違法 (unlawful) または詐欺的 (fraudulent) である場合に、株式買取請求権以外の救済方法を認めていた。そ

閉鎖会社における少数株主の締め出しと除名

の具体的な内容につき、同条に付された公式注釈では、以下のような説明がなされている。⁽⁹⁴⁾ すなわち、会社法や定款に違反する場合のほかに、信認義務に違反する場合には、この例外に該当することになり、裁判所は自由に問題となる取引に介入することができる。いずれにせよ、違法行為または詐欺的な行為が含まれる場合は多様であるので、個別的に列举することは避けられた。むしろ、他の救済手段の利用の可否については、デラウェア州、ニューヨーク州その他の州における判例法において発展した基準を維持しようとしている。

本稿では、全ての州の状況を分析する余裕はないので、閉鎖会社との関係でとくに注目されるインディアナ州に限つて、規定内容と判例を概観することにしよう。同州最高裁は、一九七七年のガブハート事件判決で、締め出し合併につき、事業目的基準を採用していた。⁽⁹⁵⁾ 判旨は、閉鎖会社での締め出しという事情を重視した上で、会社にとつて正当な事業目的がない場合には、少数株主に対して株式買取請求権以外の救済を与えることを認めたのである。ところが、一九八六年の会社法改正に際して、立法者はこの判決を覆そうと図った。つまり、株式買取請求権が与えられる場合については、反対株主は、当該会社行為そのものを攻撃することができないとの明文規定を設けたのである。⁽⁹⁶⁾ ところが、最近になって、控訴裁判所レベルではあるが、これをもとに戻そうとする動きが見られる。一九九四年のフレミング事件判決においては、上述の立法経緯を踏まえつても、閉鎖会社に関する資産譲渡による締め出しにつき、詐欺または信認義務違反が存在する場合に、少数株主の救済策が株式買取請求権に限られないとの判断が示されている。⁽⁹⁷⁾ そこでは、閉鎖会社の株主は互いに信認関係に立つから、会社または他の株主との取引は公正、誠実かつ公然に行なければならず、単に株式買取請求権を生じさせる取引をなすことによって、信認義務違反を追及する訴訟を回避できてしまうとすべきではない、と判示されている。⁽⁹⁸⁾

このほかにも、模範事業会社法と同様の規定を有するノース・キャロライナ会社法を主たる検討対象としつつ、閉

鎖会社と公開会社との違いから見ると、株式買取請求権の排他性の問題は閉鎖会社において一層重要であると主張する見解もある。⁽¹⁰⁰⁾ いの見解によれば、信認義務違反は、排他性に関する規定の詐欺および違法のいずれにも該当する。事業目的基準より公正性基準をともに採用して、少數株主が当該閉鎖会社の持分を継続するという合理的な期待 (reasonable expectation) を保護すべきであると主張するのである。⁽¹⁰¹⁾

最後に、アメリカ法律協会 (American Law Institute) の「ローポニー・ガバナンスの原理——分析と勧告 (Principles of Corporate Governance: Analysis and Recommendations)」における取り扱いを、簡単に見ておこう。株式買取請求権の排他性に関する規定は、第七・一一四条および第七・一一五条である。前者は取締役や支配株主などが利害関係を有しない場合についての規定であるから、本稿の問題意識からは、支配株主が当事者となる場合に関する第七・一一五条のみを取り上げる。同条(a)項によれば、株式買取請求権が排他的な救済方法とされるためには、大まかに言へて、①取締役が対価が公正であると信じるに最も適切な根拠を有していたこと、②適切な情報の開示が少数株主に対してなされたことが不可欠である。⁽¹⁰²⁾ もうとも、閉鎖会社については、所定の要件が満たされていても、株式買取請求権が唯一の救済とされるのではない (第七・一一五条(d)項)。コメントによれば、閉鎖会社においては、株主が雇用関係を通じて株式所有の利益を得ていることから、株主は相互にパートナー類似の関係にしばしばあり、その企業に参加し続けることへの公正な期待 (fair expectations) が公開会社の場合とは大きく異なり得るからである。⁽¹⁰³⁾

以上のように、ローポニー・ガバナンスの原理は、公開会社と閉鎖会社とで取り扱いを変えていく。回書のコメントが付してくる理由とはやや異なるが、公正を担保するために市場が利用できるか否かという違いから、いの区別を分析するに可能であろう。すなわち、株式市場が存在する場合には、適切な情報の開示がなされれば (②)、

閉鎖会社における少数株主の締め出しと除名

それは即座に株価に反映されるから、多数株主のみが少数株主には得られない利益を享受する可能性はかなり低下する。このことが事前に了解されていれば、多数株主は、会社の利益になると判断した場合にのみ、少数株主を締め出すことが自分の利益にも資すると考えることになるかもしない。この際に決定的に重要となるのは、株式買取請求権行使することにより、公正な価格を確実かつ安価に得られることを、市場の参加者が確信することができる環境が整っていることであろう。多数決で敗れた後に公正な価格が支払われる保障がないとか、あっても支払いを受けるまでに相当の費用（機会費用を含む）が必要とされるならば、市場がそのような事情を考慮して、株価は割引されてしまうことになる。この場合には、多数株主は締め出しを強行することによりこの割引分を奪取することができる。そこで、価格の公正さを確保することが不可欠になるのである。公正な価格の判断基準をどのように定めるべきかが最も重要な問題であろうが、もう一步進めて、対価が公正であると信じることにつき適切な根拠が存在したことを探求すること（①）も、多数株主の機会主義的な行動を妨げるのに効果的であろう。

かりに市場の機能を完全に信頼することができるとするならば、コーポレート・ガバナンスの原理の採る立場は極めて説得的であるということになろう。同様に、公開会社を念頭に置くデラウェア州最高裁が、事業目的基準を放棄し、行動と価格とともに公正であることを要求する公正性基準を採用したことも何ら不思議なことではない。⁽¹⁰⁵⁾ 逆に、市場の機能の信頼性に疑いがあるならば、別途の規制が必要となろう。このような形で市場を信頼してよいか否かの検討は本稿の射程をこえるので⁽¹⁰⁶⁾⁽¹⁰⁷⁾、ここでは、閉鎖会社が問題となる場合には、市場による公正さの確保を期待できないことのみを確認しておこう。閉鎖会社における締め出しには、より厳格な公正さが要求されるべきであると考えられるが、この公正さの内容については項を改めて論じることにする。

五 少数株主の締め出しと公正さ

以上で見たように、一口に少数株主の締め出しと言つても、閉鎖会社におけるのと公開会社におけるのとでは、様相がかなり異なつており、したがつてまた、締め出しに対する法的な評価も相当に違つたものになるべきものである。一般的に言えど、閉鎖的な会社においては、多数株主の横暴から少数株主を保護する必要性がより大きい。しばしば人的な関係のこじれを原因として締め出しが行われるばかりか、締め出された少数株主には激烈な影響がもたらされるにもかかわらず、市場の機能が全く働かないからである。

このように見てくると、閉鎖会社における締め出しについては、公正さの確保が一層重要になると考えられる。わが国でも、資源配分の効率性と公正という視点につき、効率性が必ずしもはつきりしない場合に、公正への要請がより強調されるべきであるとの見解が示されている。¹⁰⁸ 資源配分の効率性という視点からは、閉鎖会社の場合には、締め出し取引により効率性が促進される可能性が極めて小さい上に、市場がそれを確保するという役割を果たし得ない。

では、閉鎖会社における締め出しの文脈では、公正さという基準にどのような内容を与えるべきか。この問題を考えるにあたつては、神田秀樹教授が提示されていいる枠組みが、貴重な視点を提供してくれるであろう。¹⁰⁹ すなわち、第一は、株主の合理的な期待を保護するのが公正であると定義する視角である。第二は、ある株主が他の株主を妬まないような状態にある場合をもつて、公正であると定義する視角である。より現実的には、多数株主と少数株主との間で、——一方のグループの株主が他方のグループの株主を妬まないという意味で——お互いの地位が平等に扱われる場合に、公正さが満たされているとするものである。

この枠組みは、公開会社——神田論文は公開会社を主に想定する——についても有益であると考えられるが、閉鎖

会社については一層よく妥当するものであろう。公正さの第一の定義は、株主の合理的な期待を問うものであるが、このような方法は、閉鎖会社において少数株主に対する抑圧 (oppression) の存否を判断する上で、裁判所によつて重視されてきているものである。⁽¹⁰⁾ 例えば、取締役が配当を行わない場合に、それが少数株主の合理的な期待を害するものと認められれば、裁判所は会社の解散を命ずることができる。⁽¹¹⁾ では、多数株主がなすべきことをしないのではなく、積極的に何かを行おうとする場合にはどうか。第一の定義を一層厳格にした第二の定義を用いるのが適切であり、少数株主が妬まないことが公正さの内容であると考えるべきであろう。

では、少数株主が妬まないという公正さの基準を、締め出し取引に対して当てはめるとどうか。対価の公正さが保たれていれば、少数株主は妬まないと考えてよい。閉鎖会社においては、前述のように、株主は株式そのものの価格以外にも価値を見出しているから、少数株主が会社に居続ける多数株主を妬むなど言つても、これはかなり無理な相談である。しかも、公開会社とは異なり、対価の公正さを市場によつて確保する余地がないから、締め出しという行為は当然に妬むべきことになるとも考えられる。とすると、多数株主はいかなる場合においても、少数株主を排除することができないこともなりかねないが、これは少数株主に非がある場合にも適切か。⁽¹²⁾

このように考えてくると、締め出しに関する少数株主の妬みは、強制的な排除は多数株主が少数株主に対して行うことには固定されており、逆方向での排除が制度上認められていないことに由来すると見るべきではないか。つまり、立場が対等ではないことにこそ、妬みの本質があると見るべきではないか。会社運営に障害が生じた場合に、自分に非があれば自分が排除されるが、相手に非があれば相手を排除することができるという関係にあれば、そしてあってこそ、妬みは生じないと言える。妬みの対象を現に生じた結果に求めるのではなく、そのような結果を招来し得る事前の状態（ないしルール）に求めるのが妥当であろう。⁽¹³⁾

以上の分析との関わりでは、事業目的基準は、「会社にむけたの正当な目的」という言葉で、少数株主の側に非があつたか否かを問うことを、かなりの程度において可能とするものである。少数株主の側に非がない場合には、

閉鎖会社から少数株主を排除することによって何らかの利益を得ねばとは想定し難いことに注意すべきである。実際にも、「裁判所は、『正当な事業上の目的』の存否という判断の名のもとに、実際は、内紛の当事者のどちらにその内紛に関する非があるかを判断しているのが通常であるといわれる」⁽¹⁴⁾。現行法の枠内での解決としては妥当であるのかかもしれないが、あくまでも多数株主が少数株主を締め出す方向のみを想定しているに過ぎない。このような状況にあっては、たとえ少数株主に非がある場合であろうと、互いに妬まないという意味での公正さが確保されていない。⁽¹⁵⁾

妬まないという意味での公正さという問題を解決する指針は、除名制度を参考にするによつて得られるやうに思われる。⁽¹⁶⁾この制度の下では、多数株主だけではなく、少数株主もがイニシアチブを持つことができるからである。そこで、除名制度につき、章を改めて簡単な分析を行うことにしよう。

論

説

(55) 多数株主（親会社）が公開会社である場合には、締め出された少数株主は親会社の株式を市場で購入することができない、あるいは異なる考慮が必要となるであらう。

(56) Cary & Eisenberg, supra note 10, at 125.

(57) See Andrew G.T. Moore, The 1980's—Did We Save the Stockholders While the Corporation Burned?, 70 Wash. U. L. Q. 277 (1992). この論文の筆者は、敵対的企業買収に吹き荒れる一九八〇年代は、ド・カウント・ザ・最高裁判の諸判決を生み出した著名な裁判官である。SEC (Securities and Exchange Commission) が、一九八三年一月から企業買収規制法案の作成に着手しながらも、市場原理を重視するレーガン政権下にありて、一九八五年五月にその作業を断念したことなどに象徴される状況の故に、企業買収の規制はデラウェア州の裁判所に委ねられることになり、多くの難問につきあ判断を行なうことが要請されたとする (Id.)。なお、マーア判事は一九九四年に定年を待たずして退官し、その後任と

閉鎖会社における少数株主の締め出しと除名

カーリーベー (Carolyn Berger) 裁判官が歴任された (Richard V. Schmitt, Delaware Judge Is Seen as Investors' Friend, Wall St. J., July 7, 1994, at B8)。マート裁判やかなり遅いの利権を尊重してこだわる所へおいで、隸属組織などから出資を拒むたが、新任のバーガー裁判は一改し株主保護の傾向が強こもるやうである (Id.)。

- (62) 前述トランペー事件判決に由来する裁判決を参照。See, e.g., People v. Concord Fabrics, Inc., 83 Misc. 2d 120, 371 N.Y.S.2d 550 (Sup.Ct.1975), aff'd per curiam, 50 A.D.2d 787, 377 N.Y.S.2d 84 (App.Div.1975); Klurfeld v. Equity Enterprises, 79 A.D.2d 124, 436 N.Y.S.2d 303 (1981).
- (63) 極端な(63)へ該判本文を参照。たゞ、レッスンズ最高裁の「九五」年判決 (Matteson v. Ziebarth, 242 P.2d 1025 (Wash.1952)) によると、事業田畠基準の萌芽が見られるが、これが隸属会社に課す事項ではある (注頭・前掲注(2)) に於ける(∞)参照)。
- (64) Coggins v. New England Patriots Football Club, 397 Mass. 525, 492 N.E.2d 1112, 1117 (Mass.1986).
- (65) Coggins, 492 N.E.2d at 1117. 未だヒント、Pucecki v. James Madison Corp., 376 Mass. 212, 382 N.E.2d 1030 (Mass.1978) や元田にてこむ (隸属会社における資産譲渡による譲り受け、違法または詐欺として株式買取請求権の持主の侵害に該当するられた事例)。まだ、評議は、隸属会社は適用されるべきが隸属の厳格な誠実の原則は、公開会社では必ずしも同様に適用されるものとせざることを示唆 (Coggins, 492 N.E.2d at 1117 n.13)。
- (66) Donahue v. Rodd Electrotype Co., 367 Mass. 578, 328 N.E.2d 505 (Mass.1975). 隸属会社が基本的ヒントナーハシトニ類似するべし、隸属会社の株主は「一題に付すもの」の義務と相互に負つて居るが示された。その義務の内容は、「最大限に誠実かつ忠実 (utmost good faith and loyalty)」であるやうだ (328 N.E.2d at 515)。
- (67) See Clark, *supra* note 10, at 798-99.
- (68) Wilkes v. Springside Nursing Home, Inc., 370 Mass. 842, 353 N.E.2d 657 (Mass.1976). ヒントは、多数株主の「最大限に誠実かつ忠実である義務」又「利口な所有権 (selfish ownership)」との齟齬を認めた、枚配株主が正当な事業田畠を有するか否かが問われなければならぬやうだ (353 N.E.2d at 663)。これが存在するたまへ、少數株主は、もう危険の少ない他の選択得の手段 (alternative course of action less harmful to the minority's

interest) ピルト回」の田舎を構成へ重ねるが、締め出し取引を争へるがどうぞ (Id.)。

- (63) たゞ、裁判の一つの解決 (裁判所(63)による(63)) は、一九八一年の上級審判決 (Smith v. Atlantic Properties, Inc., 12 Mass.App.Ct. 201, 422 N.E.2d 798 (1981)) を加えて、マサチューセット州の上級審判決をも。 See Lawrence E. Mitchell, The Death of Fiduciary Duty in Close Corporations, 138 U.Pa.L.Rev. 1675, 1699 (1990); J. A. C. Hetherington, Defining the Scope of Controlling Shareholders' Fiduciary Responsibilities, 22 Wake Forest L. Rev. 9, 25-26 (1987).

(70) カリフォルニア州の立法規制の極みは、企業買収規制法の導入の是非に関する議論の報告書にも、次によつたな如葉である表記を示しておる（抄証）。「会社支配に関する多くの問題についてだが、会社が設立する州を決めて準拠法を選択する以上がややむだぬ、カリフォルニア州は他の州に専門化してしまつてゐる。たゞ、財産の大部分が州内にあり、取引の大部分が州内にならぬ、株主の大半が州内に居住し、本店が州にあつたが、その会社が他の州で設立するかとを選択すれば、カリフォルニア法のみが適用される訳ではなくなる。衝撃的な現実であるのは、カリフォルニア州が全米で第六番目の経済力を有しているが、カリフォルニア州の会社法の適用を受けた会社が、フォーチュン500の会社のうち僅か三社、リバーワーク証券取引所に上場せられた会社の四分未満にしかならないのである。カリフォルニア州が会社に対して権限を有しない限りは、企業買収規制法を制定しても効果はないに違ひない」 Senate Commission on Corporate Governance, Shareholder Rights and Securities Transactions, Corporate Takeovers: A Recommendation For A California Policy — An Overview of the Issue 2-3 (1988). カリフォルニア州が、ナッシュビル州を先頭とする「底くの競争 (race for the bottom)」の一環を圍つて来たところである。拙稿「アメニカにおける締め出し合併とテイクオーバー (因・訳)」日本法政講集1回〇印同九頁、因五七一五八頁（一九九一年）などを参照。

- (71) Cal. Corp. Code §§ 407, 1001, 1101, 1101.1 (Deering 1995). 江頭憲治郎「会社の合併、商業財産の実質的全部の譲渡、株式の交換——全般的な状況とキャリッジの新会社法典——」[1980-2] メリカ法 117頁参照。
(72) イギリスの強制買取制度も九〇%という数値を基準としており、対象会社の株式の九〇%が買付に応じる場合に強制買取を許容しておる。たゞ、イギリス法では、買付者等が既に保有する株式が算出の基礎から除かれるから、カリフォルニア会社法よりも厳しく基準となつておる。拙稿・前掲注(63)一九頁注(76)。ちなみに、オーストラリアにもイギリスと同様

閉鎖会社における少数株主の締め出しと除名

- の強制買取制度が存在しないが、株主数が15人以下である場合などは、買付者が買付金額に10%超の株式を保有する場合の買付義務を課す(Companies Act 1989 s.414(5)). See Report of the Committee on Company Law Amendment, Cmd.6659, at para.141 (1945) (「ヒューマン・リーガル・アドバイス」)。See generally Elizabeth J. Boros, Minority Shareholders' Remedies 263-82 (1995).
- (73) Victor Brudney & Marvin A. Chirelstein, A Restatement of Corporate Freezeouts, 87 Yale L. J. 1354 (1978). やがて国でも多く論及されるべき問題であるが、取扱いの多く整理をしたものの上、神田・福澤注(12)の1回〇一回一頁があげられる。See Victor Brudney, Equal Treatment of Shareholders in Corporate Distributions and Reorganizations, 71 Cal. L. Rev. 1072 (1983) (紹介文)、神田秀輔 [1985-1] アメリカ法九六頁)；Clark, supra note 10, at 516-17. やがて国でも類型的な考察を行なうものとして、江頭・前掲注(21)の六四一六五頁。
- (74) 質問留止は親会社の普通株式を交付せず親会社の出資のうちの半分のがもとが、質問が行われた他の会社に対する権利をもつて居るのを本文のもう1辺で解説する。Brudney & Chirelstein, supra note 73, at 1372-73.
- (75) Brudney & Chirelstein, supra note 73, at 1356.
- (76) 1)の点に慎重な配慮を払つた語文獻として、江頭・前掲注(15)一六二頁、神田・前掲注(21)一一一頁など。
- (77) 公開会社における締め出しの反対論を補強するため、閉鎖会社における締め出しの事例がしづかに利用せざりむかあひだ。Arthur M. Borden, Going Private—Old Tort, New Tort or No Tort?, 49 N.Y.U. L. Rev. 987, 1019 (1974).
- (78) 多数株主が個人ではなく閉鎖会社である場合には、共働的効果が生じ得ぬであらうが、存続会社に参加の機会を与えるとこの形で公正さを確保するべきである。アラ・シルバ教授とチャールステイン教授も、第三類型である買収する親会社が閉鎖会社である場合には、現金等の利用をものが当然に不公正(unfair per se)となるわね(13) (Brudney & Chirelstein, supra note 73, at 1374)。合弁会社が閉鎖会社である場合では、第三の類型に準じて取扱いが異なるべきである。ただ、合弁事業のために株式会社が設立された場合などは、玉縁母体である公開会社の株式を締め出された後に取得しても、本来の意図は実現されないことに注意すべきである(なお、江頭・前掲注(21)の六五頁参照)。

- (79) Edward F. Greene, Corporate Freeze-out Mergers: A Proposed Analysis, 28 Stan. L. Rev. 487, 513 (1976). 説鎖会社化に關する最近の論文ドセ、A. A. Sommer, Jr., "Going Private" Seventeen Years Later, 70 Wash. U. L. Q. 571 (1992) が興味深く、経営買収（MBO: management buyout）と競合する開買付を開始した場合との論議がなされている。本文で述べた二つの類型の境界は必ずしも明確ではない。この論文の表題が示すように、MBOなどレバードバイアウト（leveraged buyout）は第一類型にあたると言わざるのが通例であるが、経営買収あるいは支配株式を複数持つことによる場合 第一類型の要素を含んでいふに注意すべし。
- (80) Brudney & Chirelstein, supra note 73, at 1356 n.9.
- (81) Greene, supra note 79, at 513.
- (82) Borden, supra note 77, at 1020. 説鎖会社の締結出しが、説鎖会社化にも増して出現する理由がなにか、——仮に詰めどきのトム——最終的には詰めどきのトムだといふ。
- (83) いの延べにて、後で再び語る所。
- (84) Melvin Aron Eisenberg, The Structure of Corporation Law, 89 Colum. L. Rev. 1461, 1462-65 (1989).
- (85) Id. at 1469-70. ハーヴィング教授は、説鎖会社を規律する信託義務ルールは既に法規である上、親子会社間の合併が問題となるべきターニング事件判決（Sterling v. Mayflower Hotel Corp., 93 A.2d 107, 118 (Del.1952)）を参照する。よっては、後で述べる（Id. at 1470 n.43）。会社法の強行法規性を示すトムカドの議論にて、前田雅弘「会社の管理運営と株主の利益——会社法の強行法規性に關する考察——」三又良也先生還暦記念『商法・経済法の諸問題』——上巻（一大出版社）を参照。
- (86) Clark, supra note 10, at 528; Carlson, supra note 33, at 192.
- (87) Clark, supra note 10, at 528-29.
- (88) Carlson, supra note 33, at 191.
- (89) Cary & Eisenberg, supra note 10, at 1205; Carlson, supra note 33, at 191. 前掲注(83)参照。ただ、説鎖会社である多数株主の側から見ると、株式を公開してこなさないや少數株主に株式を交付したくならざり事情があつてか、詰めどきの単純ではなし（江頭・前掲注(22)）[1]参照。

閉鎖会社における少数株主の締め出しと除名

(83) 本邦の文庫¹¹、江頭・前掲注(12)「大判」、「神田・前掲注(13)」「大判」、「栗田・前掲注(14)」が参考文献

指1〇大判11印1〇〇十一〇八頁・江頭・前掲注(12)「大判」、「栗田・前掲注(13)」が参考文献。

Donald E. Schwartz & Elliott J. Weiss, Corporations, Law and Policy, Materials and Problems 1290-303 (3d ed.1994).

(84) 1991年11月1日現在、日本法なりのものな規定を設けています。3 Model Business Corporation Act Annotated § 13.02 statutory comparison 2 (3d ed. 1994). 本判は、もへな規定が設けています。

(85) See generally Julie Gwyn Hudson, Comment, The Exclusivity of the Appraisal Remedy Under the New North Carolina Business Corporation Act: Deciding the Standard of Review for Cash-Out Mergers, 69 N. C. L. Rev. 501 (1991).

(86) 註釈書業界社規の規定を設けています。1991年11月1日現在、日本法なりのものな規定を設けています。各類型に

ついては、3 Model Bus. Corp. Act Ann. § 13.02 statutory comparison 2 を参照ねた。

(87) 3 Model Bus. Corp. Act Ann. § 13.02 official comment 2.

(88) 各系の状況をつけて、1 American Law Institute, Principles of Corporate Governance: Analysis and Recommendations 358-79 (1994) の「監査を徹底する便益」を述べます。

(89) Gabhart v. Gabhart, 370 N.E.2d 345 (Ind.1977).

(90) 現行判例は、Ind. Code Ann. § 23-1-44-8(c) (Burns 1994). 従来は、株主がたは社に訴えて不正がたば詐欺的な場合で訴えて、株式買取請求を進むべきだ。新規則の大幅改訂では、前述のやべく事件判決が採用されるべきだ。See Fleming v. International Pizza Supply Corp., 640 N.E.2d 1077, 1079 (Ind.App.3 Dist. 1994).

(91) Id. at 1080-81. 少数株主の権利を守らざるが、やめらへは事業目的基準を採用するのを好む。

(92) Id.

(93) Hudson, supra note 92, at 537. 多数株主は監査をうこむ信認義務、株式の流動性の欠如および株式評価の困難性が

問題となる。

(101) Id. at 538-50.

(102) 1 American Law Institute, supra note 95. 証券取引法研究会国際部会訳編『ローポルノート・ガバナンス——アメリカ法律趣念「ローポルノート・ガバナンスの原理：分析と勧告」の研究——』(日本証券経済研究所、一九九四年) 参照。株式買取請求権に関する部分については、同書の森本滋「第VII編・救済 第四章・株式買取請求権（第七・二二条～第七・二五条）」二七八頁以下を参照。

(103) いのはか、③当該取引が会社法などの手続を遵守して承認されたいふ、④当該取引に賛成しなかつた株主が（会社法または会社の任意の行為により）適切な株式買取請求権による救済を受けるいふも必要である。いのような場合にはなぜ排他性を認めてもよいかなどいこせ、1 American Law Institute, supra note 95, at § 7.25 comment c を参照。

(104) 1 American Law Institute, supra note 95, at § 7.25 comment a. 公開会社の場合には、公正な対価が支払われる限りば、同様の性質を有する別の投資を手に入れるいふがやむを得ないかが、少数株主の公正な期待が害されるいとはおもへはないとすれ (Id. at § 7.25 comment c)。

(105) 正確には、事業目的基準を放棄したことによつて、市場の機能を媒介として、公正性基準に収斂させたものであったと云うべきであらわつか。前述のブラッディー教授とチャールステイン教授の見解も（本章三参照）、実は、個別の締め出しを類型化するいふことによつて、事業目的基準を組み込みつつ、より運用が容易な基準を導き出したものである。神田・前掲注(15)二四〇頁参照。

(106) いの点については、神田教授が次のような分析をされてゐる。すなわち、企業金融の分野でしばしば主張されている効率的資本市場仮説を仮に肯定したとしても、株式の市場価格をもつて補償額とするのは、少なくとも次の二点において不十分である。つまり、第一に、市場価格での株式の収用をしてよこと言うためには、あらゆる株主にとってその株式の価値が市場価格を超えるものではないという仮定が満たされなければならない。第二に、経営者が内部情報を有する場合には、それが市場価格に反映されないという問題があるとされるのである（神田・前掲注(21)二四〇頁）。

右の第一点については、神田秀樹「自己株式取得と企業金融〔上〕——企業金融の論理、税制の論理、商法の論理——」商事法務一二九一号一頁、五頁（一九九一年）（最近の実証研究では、自己株式取得を行う際の株式の供給曲線が右上がりであることを肯定する含意を示すものが目につくとある）、江頭・前掲注(21)二六二頁注(3)（第一段買取に応じなかつた

閉鎖会社における少数株主の締め出しと除名

株主は、株式の投資価値を他人よりも極めて高く評価していた可能性が高いとする、非公開支配会社による従属会社の交付金合併は、そのような少数株主の期待を奪う可能性が高いとする、拙稿・前掲注(2)四六一—六二頁（第一）の仮定は成り立たないとする）を参照されたこと。この点に鑑みて最近の文献として、Richard A. Booth, *Essay, The Efficient Market Portfolio Theory, and the Downward Sloping Demand Hypothesis*, 68 N.Y.U.L. Rev. 1187 (1993) などがある。

右の第一点は「情報開示の重要性を説くもの」として、江頭・前掲注(2)一七六一八七頁。また、株式買取請求権についての情報開示（利益相反の事実など）の機能を強調するものとして、Hideki Kanda & Saul Lewmore, *The Appraisal Remedy and the Goals of Corporate Law*, 32 UCLA L. Rev. 429, 463-69 (1985) がある。神田教授は、株式買取請求権制度を忠実義務理論の中に位置づけ理解すべき論文を著している（神田・前掲注(2)一五五頁）。

(10) 効率的資本市場仮説に関しては、江頭・前掲注(2)一七六頁注(8)および(11)を参照されたい。江頭教授は、存続会社に発生する共働的効果が合併発表後・合併比率決定前に存続会社株式の市場価格に反映されるかという問題について、株式市場が短期的にも効率的で情報を即時に正しく価格に折り込む能力を有するとは断定できないことを示唆されている。

(11) 市場の機能が完全ならば株式買取請求権は不要なようにも見えるが、本文で述べたように、むしろ、株式買取請求権があるからこそ市場が適正に機能すると理解すべきである。この意味で、株式買取請求権は現実に使われないのが理想的な姿ではあるが、やはり不可欠なものである。たゞ、株式買取請求権が救済方法として不十分な点は「Robert W. Hamilton, *Cases and Materials on Corporations Including Partnerships and Limited Partnerships* 864-65 (5th ed.1994)」江頭・前掲注(2)一八九頁注(35)を参照。

(108) 神田・前掲注(2)一四一頁。

(109) 神田・前掲注(2)一三三頁一三九頁。

(110) See O'Neal & Thompson, *supra* note 9, at § 7:15. See also, Eisenberg, *supra* note 84, at 1466-67. 参照和田「小規模閉鎖会社における内部紛争の法的解決——解散判決にせよ救済」ハーバード・セミナー(1983年)八二年) 参照。

(111) See, e.g., N.Y. Bus. Corp. Law § 1104-a(b)(1) (Consol.1994). 各州法の概要については、書付正「『続小規模閉鎖会

社の法規制』八一一八七頁（文眞堂、一九八八年）、江頭・前掲注(21)二二二頁注(8)などを参照。

(112) 江頭・前掲注(21)二六七頁注(13)参照。

(113) 卑近な例ではあるが、じやんけんに敗けた者が罰ゲームに応じるのむ、勝つていれば相手が同じ罰を受けたという前提があつてのことであろう。

(114) 江頭・前掲注(15)一六三頁。

(115) 第三章三で見た平等取扱基準は、このような発想に立つものであると認つゝことでもあらう。

(116) なお、立場に互換性があるという意味では、解散判決の制度にも言及しておくべきである。これは多数株主および少数株主の双方が用いることができる制度であつて、その意味で武器が対等に与えられている例である。この解散を回避するために株式買取を認める立法例があることにつき、浜田道代『アメリカ閉鎖会社法』一六八一七二頁（商事法務研究会、一九七四年）、吉原・前掲注(10)六一一六二頁を参考されたい。もつとも、解散に反対の株主が自由に株式買取をできる」とになると、この時点で原告少数株主のイニシアティブが失われることになつてしまつ（吉原・前掲注(10)六二二頁）。そこで、買取の可否を裁判所の裁量に委ねることにする州会社法も見られる（See Model Statutory Close Corp. Supp. § 42, in 4 Model Bus. Corp. Act Ann. (3d ed. 1994)）。やがて、ミネソタ州では、裁判所の決定により、解散判決を申立てた原告少数株主の側に多数株主の株式を買い取らせることが認められていく（Minn. Stat. § 302A.751 subd. 2 (1994)）。

論 説

第五章 除名制度と少数株主の締め出し

一 除名制度の概観

第一章で述べた通り、わが国でも、株式会社または有限会社につき除名制度を導入すべきとの見解が有力になりつつある。この際に、しばしば参考にされるのは、ドイツの有限会社に関する法状況である⁽¹¹⁷⁾。ドイツにおいても、有限

会社法には社員の除名に関する規定が存在しておらず、この点ではアメリカ法と変わらない。異なるのは、ドイツにおいては、連邦通常裁判所の判決により除名が許容されており、学説からも支持を得ていることである。除名をなすためには、被除名者につき重大な事由が存在しており、そのために他の社員に対しても、当該社員と一緒に会社を継続することを期待できないことが必要である。例えば、会社契約に対する重大な違反、前科の黙秘、専門知識を備えていないのにそれを有するかのようにみせかけること、体面にかかる不行跡、不平不満ばかり言うこと、詐欺的な策略を用いることがそれにあたるとされる。除名される社員に帰責事由が存在する必要はない。このような事由が存在する場合に、議決権の四分の三以上によって行う除名決議に基づいて、除名の訴えが提起されることになる。注意すべきは、除名を決議する社員総会においては、除名が問題となっている社員が議決権を有しないことである。¹¹⁸⁾したがって、少数派社員といえども、多数派社員を除名する可能性が開かれているのである。¹¹⁹⁾アメリカに除名制度を導入すべきであると主張する論者は、この可能性こそが重要なのであって、退社制度の不備——自らが退出し、会社を不満の相手方の手元に残さなければならぬこと——を補うものであると主張している。

わが国でも、合名会社および合資会社については、社員の除名が認められている（商法八六条、一四七条）ので、これについても簡単に見ておくことにしよう。商法八六条によれば、社員に一定の重要な義務違反などの除名の事由があるときに、会社は他の社員の過半数の決議をもって、その社員の除名を裁判所に請求することができる。少数派社員が多数派社員を除名し得るかは、二名以上の社員を一括して除名することができるかの判断による。一括して除名できるのであれば、少数派社員が多数派社員をまとめて除名の対象することにより、過半数の決議という要件を満たすことができる。この点につき、判例は一括除名を認めてはいないが、¹²⁰⁾学説上は意見が分かれている。¹²¹⁾これを否定するならば、ドイツ法の基本的姿勢とは大きく異なるようにも見える。ただ、わが国の合名会社および合資会社にお

いては、決議に頭数制が採られていることに注意を要するので、資本多数決が採られる株式会社または有限会社にそのまま応用することは適切ではなかろう。

二 締め出しという形でなされる意味

これまでの考察をもとに、アメリカにおいて、株主の排除が締め出しという形式でなされることの意味を確認しておこう。

第一に、ドイツの除名制度との比較からは、主導権を握る者が固定されることが挙げられる。アメリカにおいて締め出しを行うためには、合併、資産譲渡・解散、株式併合といった取引を用いることが必要である。したがって、締め出しを実行できるのは、必然的に多数株主に限られることになる。前章で述べたように、少数株主が妬まないという意味での公正さが欠けているのは、まさにこの点に原因があつたと言うべきである。⁽²²⁾

第二に、合併等の取引を利用してなされるために、裁判所の審査対象があいまいになりがちであることを指摘できよう。裁判所は、事業目的基準において、閉鎖会社の内紛の非がいずれにあつたかを判断しているとされるが、内紛そのものを直接審査する訳ではない。正当な事業目的の具体的な内容の解し方によつては、紛争の核心から外れた審査がなされる可能性も少なくない。⁽²³⁾ 本来は「少数株主を排除すること」に正当な目的があるかが問われるべきであろうが、取引の形式が借りられているために、その「取引」に正当な目的があるか否かが問題とされざるを得ない。⁽²⁴⁾ そのため、裁判例でも、多数株主の利己的な所有権との調整が大きな問題となつたものが見られる。⁽²⁵⁾ このような悩みの末に生み出されたのが、厳格な事業目的基準⁽²⁶⁾であったと言つてもできよう。以上の点につき、除名制度の下では、裁

閉鎖会社における少数株主の締め出しと除名

判所は内紛そのものを審査し、いずれの側に非があるかの判断を結論に直結させることができることが容易である。

第三に、締め出しの場合には、裁判所が事前に審査することが予定されていないという問題が挙げられよう。本来は会社の経営判断に属する合併などの取引の名を借りて、締め出しが行われるからである。少数株主が首尾よく差止められる形の救済を得ることができればよいが、これが認められた事例は多くない。⁽²⁹⁾ にもかかわらず、一度締め出しがなされてしまうと、裁判所は現状回復を認めるに躊躇するのが一般的である。⁽³⁰⁾ 除名制度の下では、裁判所の積極的関与が予定されているので、このような問題は生じない。したがって、仮に締め出しと除名とで同一の判断基準が採用され得るとしても、救済方法に違いが生じる可能性が大きいと言うことができよう。

第四に、裁判所の判断内容だけではなく、閉鎖会社の紛争処理の枠組みに違いが生じることにも注意すべきである。アメリカに除名制度の導入を主張する見解は、退社（株式買取請求権）と除名を相互補完的なものであると位置付けている。⁽³¹⁾ これらに解散を加えて、退社＝除名＝解散を機能的に関連したものとして理解し、事案に応じた処理を可能とする枠組みが望ましいとも考えられる。株主が株式買取請求権行使した場合に、会社または他の株主がそれに応じることができなければ、解散判決がなされるという形で、退社と解散とを関連させるという提案はこれまでにもなってきた。⁽³²⁾ アメリカの州会社法でも、少数株主からの解散判決の申立てに対して、会社または多数株主が株式を買取ることによって、解散を回避する余地を認めるものが増えている。⁽³³⁾ 除名の申立てがなされた場合にも、相手方が申立てにこそ非があると思うならば、対抗的な除名の申立てを行うことができよう。除名合戦の末に、裁判所が双方に非があると認めれば、解散判決を行うこととするのはどうか。⁽³⁴⁾ なお、少数株主からの除名の申立てに対抗して、多数株主は解散決議を成立させるかもしない。この場合にも、少数株主は多数株主の株式を買い取ることによって、会社の解散を回避する余地を認めるべきではなかろうか。⁽³⁵⁾ このように、株主の強制的な排除を除名という形で行うのであれ

ば、退社＝除名＝解散を機能的に関連させた上で、閉鎖会社の内部紛争を処理することができる。締め出しという形で事件が裁判所に持ち込まれる場合には、その多くが事後的な処理であることもあって、右のような枠組みで紛争の処理を行うことが難しい。

以上で述べた諸点が、株主の排除が締め出しどう形で行われる意味であると考えられるが、これらは全て、多数株主にとって都合のよい、少数株主にとって不利に感じられるものであることに注意すべしであらう。

説

- (117) 大野・前掲注(2)四九一五二頁、野村・前掲注(2)一一九一四一頁。See also Scogin, *supra note 5*, at 133-65. 本稿の記述は大野論文に負っている。野村論文およびスコギン論文は、歴史的な展開についても詳しき。
- (118) 大野・前掲注(2)五〇頁(この取り扱いも不当でないとする)、野村・前掲注(2)一一四一—四五一頁。
- (119) Scogin, *supra note 5*, at 135-36.
- (120) 大判昭和四年五月一三日民集八巻四七〇頁ほか。
- (121) 詳しくは、木瀬村邦夫『新版注釈会社法(1)』八六条注釈一一一(有斐閣、一九八五年)を参照されたい。
- (122) 多数株主の持株比率と少数株主の持株比率とが僅かの違いしかない場合には、なおむし始めが大きいであろう。
- (123) 前掲注(114)および該当本文を参照。
- (124) 前田・前掲注(11)六七一六八頁参照。
- (125) 支配争奪の場面における第三者割当の審査についても、同様の問題が含まれてゐるよう。不公正発行の審査基準については、洲崎博史「不公正な新株発行とその規制(一・完)」民商法雑誌九四巻六号七一一頁、七一六一一〇頁(一九八六年)の分析が優れている。
- (126) 例えば、ウイルクス事件判決(前掲注(68))やコギンズ事件判決(前掲注(64))などがそうであった。
- (127) 第二章一参照。締め出し取引を実行し得るほんには余社が運営されていたとする、著しい行き詰まりではなく、他の選

ひ得る手段が存在する可能性を低くないであらむ (See Borden, *supra note 77*, at 1020)。

(128) 多数株主の信認義務と自己的・所有権の調整が必ずしも行われかねないから、閉鎖会社で生じる問題に対しても、信認義務という概念からアプローチするよりも、救済手段のアプローチを重視して、信認義務は理念的なし補足的なものとして理解すべきであるとの見解もある (Mitchell, *supra note 69*)。

(129) 江頭・前掲注(21)一八四頁注(24)参照。

(130) 神田・前掲注(21)一四〇頁、江頭・前掲注(21)一七九頁参照。

(131) Scogin, *supra note 5*, at 181.

(132) J. A. C. Hetherington & M. P. Dooley, *Iliquidity and Exploitation: A Proposed Statutory Solution to the Remaining Close Corporation Problem*, 63 Va. L. Rev. 1, 57-58 (1977) (本論文の紹介として、青竹・前掲注(11)一一九頁 (初出は [1979-1] メリカ法一四〇頁)). なお同じく、浜田道代「株主の無条件株式買取請求権 (1) — 閉鎖会社立法への提言 —」商事法務九八二号一一五頁 (一九八二年)、井口・前掲注(3)一八三八頁。

(133) 浜田・前掲注(16)一六二頁、井口・前掲注(3)六一一六頁。See Model Statutory Close Corp. Supp. § 42, in 4 Model Bus. Corp. Act Ann. (3d ed. 1994).

(134) 実質上には、団體の請求を認められないにせよ。除名合戦に関わるたゞ株主がいふ場合にせよ、その者が買取れることができるならば、解散を回避することができる。

(135) 本文で述べたような問題があるにせよ、神戸学院大学法学部の浅木慎一教授から教示を受けたので、お礼申し上げたい。なお、多数株主が勝訴であると考えてこな限らず、解散決議を行おうとはしないであらうから、そのような行為に出たことのそれが自己の非を認めるものであるといふと言ふよ。

第六章 結語

本稿では、アメリカでの閉鎖会社における締め出しを取り扱つてみた。締め出しの是非や審査基準に関する分析も行つたが、それには本稿が確定的な結論を得ようとする問題ではない。⁽³⁶⁾ むしろ、本稿の課題は、締め出しが「閉鎖会

社」において行われる場合の特殊性を明らかにするとともに、その分析を通して、他の株主の排除が「除名」という形ではなされずに、多数株主が少数株主を「締め出す」という形でなされることの意義を考察してきた。

結論は以下のようにまとめることができよう。少数株主の締め出しは、閉鎖会社の内部紛争につき少数株主に非がある場合に、これを排除するという機能を果たしている点で、除名の機能を部分的に代替するものである。しかしながら、締め出しという形でなされるが故に、少数株主が妨まないという意味での公正さを担保することができない。また、締め出しは企業取引を利用して——あえて言えば、隠れ蓑にして——なされるので、事件を持ち込まれた裁判所は紛争の核心を直接審査することが困難である。締め出しが企業取引の形式を採って行われることはまた、裁判所の事前の関与が予定されていないことをも意味するから、多くの場合に、裁判所の審査は事後に行われざるを得ない。さらに、除名制度による場合とは異なり、閉鎖会社の内部紛争を処理するにあたって、除名および解散を機能的に関連させることができない。

ドイツでは社員の排除のための仕組みが除名という形で発達したにもかかわらず、なぜアメリカでは締め出しという形で発達したのか。両者は、出発点となるべき制定法の内容においては、むしろ似通っていたことが指摘されることがある。⁽³⁷⁾しかしながら、アメリカにおいては、比較的早い段階で⁽³⁸⁾制定法上締め出しの途が開かれており、その時点で後の歴史的展開が相当程度運命づけられたと言うべきである。多数株主にとってのみ都合のよいこの手法が飛躍的に利用されるようになる一方で、少数株主は防戦にのみ没頭し、除名制度が生み出されるきっかけがなかったのも驚くべきことではないであろう。

(136) この問題については、公開会社に関するものも含めて、今後の検討課題としたい。わが国での議論状況は、おおよそ以下

閉鎖会社における少数株主の締め出しと除名

のようまとめることができよう。

従来は、消滅会社の株主に対して存続会社の株式を交付することが当然と考えられる傾向があつたために、合併を用いた少数株主の締め出しが現実の問題となることはなかつた。このことは、少数株主の利益を尊重するという面に限るならば、必ずしも否定的にのみ理解されるべきことではない。しかしながら、この傾向ゆえに、合併において現金等を交付することの意義を肯定的な文脈で分析してみると、という視角からの研究がなされないままになつていていた。この課題についての分析が試みられたのは、最近のことである。すなわち、柴田和史教授が合併対価の問題が本来は政策判断の問題であることを説得的に論証され、これにより、合併を巡る政策判断の内容を分析するための基盤が確立された（柴田和史「合併法理の再検討（六・完）——吸收合併における合併対価の検討——」法学協会雑誌一〇七巻一号二九頁以下（一九九〇年））。柴田教授は、現行法の解釈としても現金のみを交付する合併も認められると、最も純粹な形で提言をされた。少数株主には株式の価値を保障すれば十分であつて、合併に関する情報開示こそが重要であるとされるのである。

筆者も、この柴田論文や柴田教授の直接の懇意なご指導を通して大いに刺激を受け、いささか力み過ぎたところがあつたかもしれないが、合併比率の調整に必要な額をこえて現金を交付することは一切許されないという、対極側の最も純粹な形の解釈論を展開した（拙稿・前掲注（70）四七五—七六頁）。もつとも、実質論としても現金のみを交付する合併を一律に禁止すべきであると考えていた訳ではなく、裁判所はその権限の限界から適切な規制を行ふことができないであろうとの判断から、上述の解釈を行つたのであって（拙稿・前掲注（70）四七四—七五頁）、立法により一定の基準を設けた上であれば、現金のみを交付する合併を認めるることは望ましいことであるとも考えていた。そこで、問題はどのような規制が適切かであるが、この点については、合併対価を柔軟化することの功罪を一層分析しつつ、どのような場合にどのような合併対価を許容すべきかを検討することが重要であると考えられる（拙稿・前掲注（18）、拙稿「企業結合手法の柔軟化——アメリカ法上の合併と株式交換——」私法五七号二五六頁（一九九五年）参照）。

ごく最近の注目すべき動きは、江頭憲治郎教授の著書『結合企業法の立法と解釈』が公表されたことである（江頭・前掲注（21）二五九—六九頁）。現行法の解釈としても現金のみを交付する合併を許容される趣旨に見受けられるから、その点で、柴田論文に賛成されるものであろう。このような出発点に立たれた上で、江頭教授は次のように主張されている。すなわち、アメリカでは判例が事件を区別しないことから混乱が生じているので、支配・従属関係にある会社の合併（支配会社が従属

会社を吸収する場合とそれを100%子会社化する場合を含む)を、支配・従属関係の形成過程に着目し、①株式の買収により支配・従属関係が形成された場合(いわゆる一段階合併の場合)と、②従属会社が、支配会社による持株の一部売却の結果、あるいは支配会社と第三者の合弁事業の遂行のため生まれたものである場合とに区別すべきである。我が国では、当該合併決議が「著しく不当」か否かが問題となるが(商法147条1項2号)、①は、全体として見れば、独立当事者間取引と異なるから、原則として合併決議は「著しく不当」と解すべきではない。これに対して、②で、支配会社が非公開会社であるときには、「著しく不当」と解すべき場合が多い。支配会社の禁反言または信義則違反の行為である可能性が高いからである。

これを契機に、わが国でも一層議論が深められて行くことが期待されよう。

(137) Scogin, supra note 5, at 172-73.

(138) 前掲注(15)の文献を参照。

説

論

[追記]校正中に、野村修也「閉鎖的株式会社における社員関係の解消手段について」西南学院大学法学論集「八巻1=1号」六九頁(一九九五年)に接した。意欲的に示唆に富む論文であるが、本文で取り上げる余裕がなかった。本稿との関係では、とりわけ、11011-1111頁、11091-1111頁を参照されたい。